

## 千葉県療育手帳制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生省事務次官通知)に基づき、知的障害児(者)(以下「知的障害者」という。)に対して一貫した指導・相談等を行うとともに、各種の援護措置を受け易くするため、知的障害者に療育手帳(以下「手帳」という。)を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 この要綱における「知的障害」とは、知的機能の障害が発達期(概ね18歳まで)に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態をいう。

2 手帳は、西部児童相談所又は障害者相談センター(以下「相談所」という。)において、知的障害と判定された者に交付する。

### (記載事項)

第3条 手帳の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 知的障害者の氏名、住所及び生年月日
- ② 障害の程度
- ③ 保護者(親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に監護する者をいう。以下同じ。)の氏名、住所及び知的障害者との続柄
- ④ 指導、相談の記録
- ⑤ その他市長が知的障害者の福祉の便に供するため、必要と認める事項

2 手帳の様式は、様式第1号のとおりとする。

### (手帳の申請)

第4条 手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、療育手帳交付申請書(様式第2号)に写真を添付して、知的障害者の居住地を管轄する保健福祉センター所長を経由して、市長に申請するものとする。

2 前項に規定する申請書を受理した保健福祉センター所長は、当該申請書を、知的障害者が満18歳未満の場合は西部児童相談所長に、知的障害者が満18歳以上の場合は障害者相談センター所長に送付するものとする。

### (障害程度の判定)

第5条 西部児童相談所長又は障害者相談センター所長(以下「所長」という。)は、前条の規定により申請書を受理したときは、知的障害者に対して別表の障害程度の基準により障害の程度に関する判定(以下「判定」という。)を行うとともに、判定後における障害の程度の確認(以下「再判定」という。)を行うため、次の判定年月を指定するものとする。このときにお

ける次の判定年月は、原則として判定後2年とするが、知的障害者の障害の状況等から2年未満又は2年を越える時期に再判定を行うことが適当と認めるときは、その時期を指定することができるものとする。

- 2 所長は、前項の規定により判定を受けようとする者が、既に判定が行われているとき又は障害程度を判定するに足るその他の資料があるときは、これらを総合的に判断して障害の程度を判定しても差し支えないものとする。

(手帳の交付)

第6条 市長は、相談所の判定内容に基づき手帳の交付の可否を決定し、保健福祉センター所長を経由して、交付決定者には手帳を交付し、交付対象と認められなかった者に対しては療育手帳非該当通知書(様式第3号)によりその旨を通知するものとする。

(再判定)

第7条 手帳の交付を受けた知的障害者(以下「手帳所持者」という。)又はその保護者は、次の判定年月が指定されているときは、当該指定された期日までに再判定を受けなければならない。

- 2 再判定を受けようとする手帳所持者又はその保護者は、療育手帳再判定申請書(様式第4号)に写真を添付して、保健福祉センター所長を経由して市長に申請するものとする。
- 3 再判定における手続は、第5条及び第6条の規定を準用する。

(記載事項の変更)

第8条 手帳所持者又はその保護者は、次の事項に変更があったときは、療育手帳記載事項変更届(様式第5号)により、保健福祉センター所長を経由して市長に届出るものとする。

- ① 手帳の交付を受けた知的障害者の氏名又は住所
- ② 保護者又は保護者の氏名若しくは住所

- 2 市長は、前項の届出を受理したときは、当該事項を確認のうえ手帳の記載事項を訂正し、保健福祉センター所長を経由して申請者に手帳を返付するものとする。

(再交付)

第9条 手帳所持者又はその保護者は、記載欄に余白がなくなったとき、破損又は紛失等により手帳の再交付を受けようとするときは、療育手帳再交付申請書(様式第6号)に写真を添付して、保健福祉センター所長を経由して市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により再交付の申請を受けたときは、当該知的障害者の判定結果等を下に手帳を作成し、保健福祉センター所長を経由して申請者に手帳を交付するものとする。

(手帳の返還)

第10条 手帳所持者又はその保護者は、次の各号の一に該当するときは、療育手帳返還届(様式第7号)に手帳を添えて、保健福祉センター所長を経由して市長に返還する者とする。

- ① 再判定の結果、手帳交付について非該当となったとき
- ② 手帳の交付を受けた者が死亡したとき  
市外へ転出したとき
- ③ その他手帳を必要としなくなったとき

2 市長は、前項の規定により手帳の返還を受けたときは、当該手帳を破棄するものとする。

(交付台帳の作成等)

第11条 市長は、療育手帳交付台帳(様式第8号)を作成し管理するものとする。

なお、療育手帳交付台帳は、台帳として必要な事項を磁気記録等により保存され、必要あるときに提示できる場合は、これを作成したものとみなす。

- 2 所長は、児童記録票又は指導台帳を作成し管理するものとする。
- 3 保健福祉センター所長は、手帳の申請及び交付等に関する必要な事項を申請決定経路簿に記載するものとする。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 千葉県療育手帳交付申請等事務取扱要領(平成4年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前のこの要綱の規定により交付されている手帳は、改正後の要綱の規定による手帳の交付を受けるまでの間は、改正後の要綱の規定により交付された手帳とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の規定により交付されている手帳は、改正後の要綱の規定による手帳の交付を受けるまでの間は、改正後の要綱の規定により交付された手帳とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。